

平成 18 年 4 月 18 日

各 位

不動産投信発行者名  
東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 3 号  
東京ビルディング 20 階  
日本リテールファンド投資法人  
代表者名 執行役員 廣 本 裕 一  
(コード番号8953)  
問 合 せ 先  
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社  
常務執行役員 南 俊 一  
TEL. 03-5293-7081

### 証券取引等監視委員会による検査結果について

本投資法人は、証券取引等監視委員会により、去る 1 月末より検査を受けておりましたが、本日、下記の件につき本投資法人のコンプライアンス体制に不備があり法令違反に該当するとして、証券取引等監視委員会より金融庁に対して、行政処分を行うよう勧告が行われました。

本投資法人は、今回の行政処分勧告を厳粛且つ真摯に受け止め、健全かつ適切な経営を確保すべく、これまで以上にコンプライアンス体制の徹底・強化に取り組んでゆく所存でございます。

投資家の皆様をはじめ、関係各方面の皆様にご多大なご心配とご迷惑をおかけ致しますことを深くお詫び申し上げます。

### 記

#### ● 役員会開催日時に関する議事録不実記載

平成 14 年 2 月から平成 17 年 8 月までの 35 回の役員会のうち、計算書類承認、投資口追加発行承認に関する 9 回の役員会において、当該議事録が実際の取締役会開催日の翌日以降に開催されたものとして作成・備置されている。

- ① 役員会議事録の不実記載
- ② 不実記載された役員会議事録を添付した有価証券届出書の提出
- ③ 東京証券取引所規則の不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例違反

上記状況が、それぞれ、次の適用法令等に違反すると認められたものです。

- ①投資信託及び投資法人に関する法律第 108 条が準用する商法第 260 条の 4 第 2 項
- ②証券取引法第 27 条が準用する同法第 5 条第 5 項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 12 条第 1 項第 4 号
- ③東京証券取引所規則「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」第 7 条

以 上